労使のトラブル　無料で解決
Trouble between labor and management ?　We'll solve it for free !

北海道

北海道労働委員会月報

２０２５年　１０月号 No.741

左から、「レオン社長」、元気な労働者「リンさん」、道労委広報部長の「ねーさん」

主　な　内　容

○ 随　想
永遠ならず、「いい湯だな」
公益委員　片　桐　由　喜
○ 個　別　事　件
○ 北海道最低賃金のお知らせ

随 想

永遠ならず、「いい湯だな」

北海道労働委員会
公益委員　片　桐　由　喜

〈朝のニュース〉

過日、NHKが朝のニュースで「広がる！？〝浴槽レス〟」というテーマで興味深い報道をしていた。最近、浴槽レス、つまり、浴槽のない賃貸物件が首都圏で人気を集めているという（2025年8月14日放映）。浴槽レスの賃貸物件を1万件以上展開する不動産屋さんによれば、その部屋の入居率は98%とのことである。

これは湯船につからなくてもよい、普段はシャワーで済ます人が増えているという実態をふまえたビジネスモデルである。しかも、浴槽レスの物件は浴槽のある物件に比べて、居室面積はそのままで、部屋全体の面積が狭くて済むので家賃が安いことから、いっそう人気があるとのことである。そういえば、外国のビジネスホテルなどでは、浴槽レスの部屋が標準であり、浴槽付きの部屋は料金がグンと上がる。

日本でも浴槽レスのビジネスホテルはあり、この手のホテルにはたいてい、大浴場がある。ただし、日本の場合は居室に浴槽があるところがまだまだ多い。日本人客の入浴文化を完全に無視できないということなのだろう。とはいえ、部屋の狭いユニットバスにつかるより大浴場で手足を伸ばした方が疲れるが取れると、大浴場のあるホテルの人気は高い。私も出張の折には大浴場の有無がホテル選択の際の重要な判断要素である。

読売新聞によれば浴槽レスは5年ほど前から広がり始め、近年は分譲マンションにも浴槽レス物件が出始めたと報じる（2025年5月11日付け読売オンライン）。かつての人気番組、「8時だヨ！、全員集合」のエンディングでドリフターズが歌った「いい湯だな、アハハン」が示す日本の入浴文化は、浴槽のない部屋や家が増えるにつれて、変わりゆくのだろう。

〈スウェーデンの思い出〉

上記ニュースなどでは高齢者施設（老人ホームやデイサービスなど）でも浴槽レスが注目され、すでに導入している施設もあると報じる。これを聞いてスウェーデン、フィンランド、そして、イギリスで見学した彼の地の高齢者施設の浴室風景を思い出した。各国2カ所程度、訪問した高齢者施設にはどこも浴槽はなく、シャワー入浴のみを高齢者らに提供していた。浴槽に入れなくて利用者から不満はないのかと質問をすると、この人、何を質問しているのかと怪訝な顔で見られ、そんな声は聞かないと言い切られたことが強く印象に残っている。おそらく、そもそも浴槽につかるということがそれほど一般的ではないため不満がないのだろう。

しかし、スウェーデンなどの高齢者施設でシャワー入浴だけにしている最大の理由は介護職員の負担軽減である。これらの国々では介護のあらゆる場面で介護職員の身体的負担を軽減する工夫がされており、それに必要な装置が配置されていた。介護の仕事が身体的に重労働であるのは周知のことであり、介護職員の定着とそれに伴う介護サービスの質の維持を図るため、浴槽レスの入浴スタイルが普通なのである。

これに比べると日本の高齢者入浴支援は手厚い。介護保険の訪問入浴サービスでは入浴困難な高齢者の自宅に計3人の介護職員が簡易浴槽なるものを運び入れ、設置し、お湯をはり、３人かかりで入浴させる。施設には機械浴という椅子に座ったまま、あるいは、ストレッチャーに乗ったまま入浴できる装置がある。このような入浴を支援する仕組みがあるのは、日本の「いい湯だな」を大切にする入浴文化のゆえである。

ただし、この仕組みは人手も金もかかり、かつ、介護職員の負担も大きい。加えて、入浴事

故も少なからず起きている。つまり、高コスト・高リスクなのである。

〈永遠ならず、「いい湯だな」〉

高齢者が増え、介護職員が彼らの介護ニーズを満たすほどには足りなく、介護難民という言葉が現実化しつつある。上記報道によれば、シャワー浴でも十分に体が温まるように、シャワー機器等の開発がされているという。ゆったりと湯船につかり、心身ともに癒されるのはまさに至福の時である。しかしながら、自力では浴槽に入ることが困難になる、あるいは、入ることで事故の可能性が大きくなる時が来たら、シャワー浴でも良しとする覚悟が必要である。

個　別　事　件

令和７年９月に当委員会において取り扱った「個別的労使紛争のあっせん」関係の業務は、次のとおりである。

１　あっせん申請に係る事前相談・聴取件数

	相談・聴取の総件数
１～８月	176
９月	21
計	197

２　あっせん申請及び終結状況

	前月繰越	新規件数	取扱件数	終結件数	終結区分					翌月繰越
					解　決	打切り（＊）		取下げ	不開始	
						あっせん	不応諾			
１～８月	7	13	20	18	8	1	2	7	0	2
９月	2	2	4	1	0	0	1	0	0	3
計	－	15	22	19	8	1	3	7	0	－

＊「１～８月」欄のうち「前月繰越」欄の件数は、前年からの繰越件数である。
＊「打切り」には、あっせんを行ったが合意に至らないなど解決の見込みがないと判断して打切りになった「あっせん」と、被申請者があっせんへの参加を応諾せず打切りになった「不応諾」がある。
＊「取扱件数」欄の「計」は、前年からの繰越件数に「新規件数」欄の「計」を加えたものである。

３　あっせん事項内容別件数

あっせん事項内容	１～８月	９月	計
経営又は人事	12	1	13
解雇	（6）	（1）	（7）
①整理解雇	［1］		［1］
②普通解雇	［2］		［2］
③退職強要	［1］		［1］
④契約更新拒否、雇止め	［2］	［1］	［3］
配置転換、出向・転籍	（2）		（2）
復職	（1）		（1）
懲戒処分			
①懲戒解雇			
②①以外の懲戒処分			
退職	（2）		（2）
勤務延長、再雇用			
その他経営又は人事	（1）		（1）
賃金等	4	1	5
賃金未払	（3）		（3）
賃金増額			
賃金減額			
一時金			
退職一時金			
解雇手当			
休業手当		（1）	（1）
諸手当			
その他賃金	（1）		（1）
年金（企業年金・厚生年金等）			
労働条件等			
労働契約			
労働時間			
休日・休暇			
年次有給休暇			
育児休業・介護休業			
時間外労働			
安全・衛生			
福利厚生制度			
社会保険			
労働保険			
その他の労働条件等			
職場の人間関係	6	1	7
セクハラ			
パワハラ・嫌がらせ	（6）	（1）	（7）
その他	7	2	9
合　計	29	5	34

（注）本表は新規事件のあっせん事項を内容ごとに細分化したものを示しており、必ずしも事件数とは一致しない。
（ ）はあっせん事項内容の内数。また、［ ］は（ ）の内数である。

みんなチェック！最低賃金。

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額　1,075　円

（効力発生年月日　令和７年１０月４日）

○最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。

○特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方には、北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

・厚生労働省北海道労働局　労働基準部　賃金室　℡　０１１―７０９―２３１１（内線　３５３３）

・札幌中央 労働基準監督署	℡ 011-737-1191	・北見 労働基準監督署	℡ 0157-88-3983
・札幌東 労働基準監督署	℡ 011-894-2815	・室蘭 労働基準監督署	℡ 0143-23-6131
・函館 労働基準監督署	℡ 0138-87-7605	・釧路 労働基準監督署	℡ 0154-45-7835
江差駐在事務所	℡ 0139-52-1028	・名寄 労働基準監督署	℡ 01654-2-3186
・小樽 労働基準監督署	℡ 0134-33-7651	・留萌 労働基準監督署	℡ 0164-42-0463
倶知安支署	℡ 0136-22-0206	・稚内 労働基準監督署	℡ 0162-23-3833
・岩見沢 労働基準監督署	℡ 0126-22-4490	・浦河 労働基準監督署	℡ 0146-22-2113
・旭川 労働基準監督署	℡ 0166-99-4704	・苫小牧 労働基準監督署	℡ 0144-88-8899
・帯広 労働基準監督署	℡ 0155-97-1243		
・滝川 労働基準監督署	℡ 0125-24-7361		

北海道労働委員会　案内図

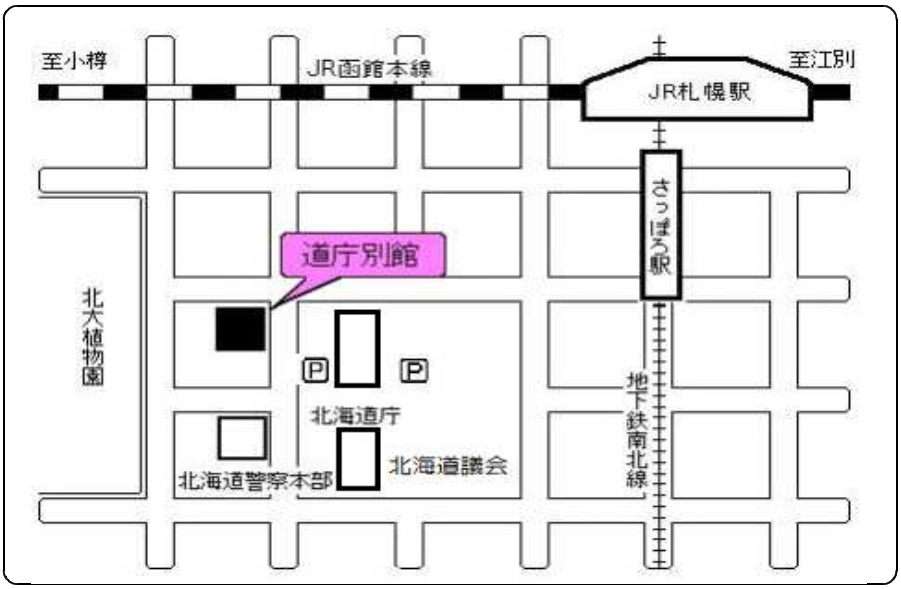

○所在地　　札幌市中央区北３条西７丁目（道庁別館10階）

○電　話　　総務審査課　総括グループ　**011-204-5662**

　　審査グループ　**011-204-5664**

　　調整課　調整グループ　**011-204-5666**

　　個別対策グループ　**011-204-5667**

○最寄駅

・ＪＲ札幌駅　西コンコース南口から徒歩約９分

・地下鉄南北線さっぽろ駅　１０番出口から徒歩約５分

○駐車場

収容台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

北海道労働委員会月報

２０２５年１０月号　No.741

発　　行　　令和７年（2025年）１０月１０日

編集・発行　　北海道労働委員会事務局総務審査課

〒060-8588　札幌市中央区北３条西７丁目

電　　話　　011-204-5662（総括グループ）

ＦＡＸ　　011-232-1057

ＵＲＬ　https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/index.html

Ｅ-ｍａｉｌ　　douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp